

静岡理工科大学学則

| | | | | | | | | |
|-------|--------|----|-------|--------|----|-------|-------|----|
| 平成 2年 | 12月21日 | 制定 | 平成13年 | 2月26日 | 改正 | 平成25年 | 5月28日 | 改正 |
| 平成 3年 | 9月19日 | 改正 | 平成13年 | 10月 2日 | 改正 | 平成26年 | 2月24日 | 改正 |
| 平成 4年 | 2月28日 | 改正 | 平成14年 | 9月24日 | 改正 | 平成26年 | 5月27日 | 改正 |
| 平成 4年 | 9月25日 | 改正 | 平成15年 | 9月29日 | 改正 | 平成27年 | 2月20日 | 改正 |
| 平成 5年 | 9月18日 | 改正 | 平成16年 | 2月24日 | 改正 | 平成28年 | 2月26日 | 改正 |
| 平成 6年 | 5月23日 | 改正 | 平成16年 | 9月27日 | 改正 | 平成28年 | 5月26日 | 改正 |
| 平成 6年 | 9月30日 | 改正 | 平成17年 | 2月25日 | 改正 | 平成28年 | 9月27日 | 改正 |
| 平成 7年 | 3月27日 | 改正 | 平成18年 | 2月23日 | 改正 | 平成29年 | 2月28日 | 改正 |
| 平成 7年 | 6月20日 | 改正 | 平成18年 | 12月13日 | 改正 | 平成30年 | 2月27日 | 改正 |
| 平成 7年 | 9月26日 | 改正 | 平成19年 | 2月23日 | 改正 | 平成31年 | 2月28日 | 改正 |
| 平成 8年 | 2月27日 | 改正 | 平成19年 | 5月31日 | 改正 | 令和 元年 | 5月31日 | 改正 |
| 平成 8年 | 9月25日 | 改正 | 平成19年 | 9月27日 | 改正 | 令和 元年 | 9月27日 | 改正 |
| 平成 9年 | 2月26日 | 改正 | 平成20年 | 2月21日 | 改正 | 令和 2年 | 2月26日 | 改正 |
| 平成 9年 | 10月 9日 | 改正 | 平成21年 | 2月20日 | 改正 | 令和 2年 | 5月29日 | 改正 |
| 平成10年 | 4月13日 | 改正 | 平成21年 | 5月26日 | 改正 | 令和 3年 | 2月25日 | 改正 |
| 平成10年 | 6月30日 | 改正 | 平成22年 | 2月22日 | 改正 | 令和 3年 | 5月25日 | 改正 |
| 平成10年 | 10月13日 | 改正 | 平成22年 | 5月25日 | 改正 | 令和 4年 | 2月22日 | 改正 |
| 平成11年 | 9月22日 | 改正 | 平成23年 | 2月22日 | 改正 | 令和 6年 | 2月27日 | 改正 |
| 平成11年 | 11月 8日 | 改正 | 平成23年 | 5月24日 | 改正 | 令和 6年 | 5月29日 | 改正 |
| 平成12年 | 2月23日 | 改正 | 平成24年 | 2月24日 | 改正 | 令和 7年 | 2月28日 | 改正 |
| 平成12年 | 5月31日 | 改正 | 平成25年 | 2月25日 | 改正 | 令和 8年 | 3月25日 | 改正 |

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、学校教育法及び教育基本法に基づき、科学・技術に関する学術を研究教授し、国際的視野と技術者としての使命感を持った向上心溢れる人材の育成、及び実践的創造的研究により社会に貢献することを目的とする。

2 学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別に定める。

(名 称)

第2条 本学は、静岡理工科大学と称する。

(所 在 地)

第3条 本学は、静岡県袋井市豊沢2200番地の2に置く。

第2章 学部、学科組織及び収容定員

(学部、学科及び収容定員)

第4条 本学に次の学部を置く。

理工学部

建築・都市デザイン学部

情報学部

2 各学部に置く学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

| 学部 | 学 科 | 入学定員 | 収容定員 |
|-------------|-------------|------|--------|
| 理工学部 | 理工学科 | 190名 | 760名 |
| 建築・都市デザイン学部 | 建築・都市デザイン学科 | 90名 | 360名 |
| 情報学部 | 情報学科 | 140名 | 560名 |
| 合 計 | | 420名 | 1,680名 |

第3章 大学院

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

第4章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は4年とする。

(在学期間)

第7条 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、休学期間はこれに算入しない。

2 編入学者・転入学者の在学期間は別に定める。

(学 年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び1年間の授業時間)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、学長は、前期・後期の授業日数を調整するため、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

1) 日曜日

2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

3) 春期休業日 3月21日から 4月7日まで

4) 夏期休業日 7月21日から 9月7日まで

5) 冬期休業日 12月21日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合には休業日に授業を行うことがある。

3 学長は必要により、第1項に定める休業日の変更及び臨時の休業日の設定ができる。

第5章 入学・退学・転学・留学・休学・転科及び除籍

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の始めとする。

ただし、特別の事由があると認められる場合は、後期の始めに入学させることができる。

(入学の資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

1) 高等学校、もしくは中等教育学校を卒業した者

2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校を修了したと文部科学大臣が認めた者を含む)

3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者

4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- 5) 文部科学大臣の指定した者
- 6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 7) その他、相当の年齢に達し、学長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第13条 前条の資格がある者で本学に入学を志願する者は、入学願書に別表3に定める検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

（入学者の選考）

第14条 前条の入学志願者について選考を行う。

（編入学）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 1) 大学を卒業した者
- 2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 3) 大学に一定期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- 4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者

（再入学）

第16条 本学に一定期間在学した者で本学に再入学を志願する者があるときは、選考のうち相当年次に入学を許可することができる。

（転部・転科及び本学への転入学）

第17条 本学の学生であって、他の学部転部又は所属学部の他の学科に転科を志願するものに対しては、選考の上、許可することがある。

- 2 他の大学の学生であって本学に転入学を志願する者に対しては、選考の上、許可することがある。
- 3 前2項の規定により、転部・転科及び転入学を許可された者の既修得単位と在学期間の通算については学部教授会の議を経て学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

- 第18条 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに定められた授業料その他の費用を納め、所定の書類を提出して入学手続を完了しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(退学、他の大学への転入学)

- 第19条 学生が退学又は他の大学に転入学しようとするときは、その理由を明らかにし、保証人連署の退学願又は転入学願を提出し、許可を受けなければならない。

(留 学)

- 第20条 本学の学生であって外国の大学で学修することを志願する者は、許可を受けて留学することができる。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に算入することができる。

(休 学)

- 第21条 疾病その他の事由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病による事由の場合には、診断書を提出しなければならない。
- 3 疾病その他の事由により修学が適当でないと認められる場合には、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第22条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は休学期間の延長を認めることができる。
- 2 満了の場合又は休学期間中であっても、その理由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

(除 籍)

- 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、学部教授会の議を経て学長が除籍する。
- 1) 第7条に定める在学期間を超えた者
 - 2) 第22条第3項に規定する期間を超えた者
 - 3) 死亡又は行方不明の者
 - 4) 授業料等学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第6章 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第24条 授業科目を、Ⅰ類(人間・文化科目)、Ⅱ類(共通専門基礎科目)、Ⅲ類(学科専門科目)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目、大学が独自に設定する科目に分ける。

2 前項に規定する科目のほか、必要に応じて特別科目を置くことができる。

(授業科目の種類、単位数)

第25条 Ⅰ類(人間・文化科目)、Ⅱ類(共通専門基礎科目)、Ⅲ類(学科専門科目)の授業科目及び単位数は、別表1-1に定めるところによる。

(授業の方法)

第25条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学省が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる(以下「遠隔授業」という)。

3 遠隔授業の方法により取得することができる単位は、60単位を超えないものとする。

(履修方法)

第26条 学生は、別表1-1に定める授業科目を履修し、合計124単位以上を修得しなければならない。

2 前項に規定する各授業科目の履修方法は、別に定める。

(教職課程)

第26条の2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、前条に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において所要資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 教育職員免許状の種類 | 教科 |
|-------------|-------------|-------------|----|
| 理工学部 | 理工学科 | 高等学校教諭一種免許状 | 工業 |
| | | 高等学校教諭一種免許状 | 理科 |
| 建築・都市デザイン学部 | 建築・都市デザイン学科 | 高等学校教諭一種免許状 | 工業 |
| 情報学部 | 情報学科 | 高等学校教諭一種免許状 | 情報 |
| | | | 数学 |

- 3 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目、大学が独自に設定する科目及び単位数は、別表1-2に定めるところによる。
- 4 教育職員免許状授与の所要資格を取得するための各授業科目の履修方法は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により単位を与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修については、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第7章 成績評価及び単位認定

(単位認定・成績評価)

第30条 授業科目を履修し、その試験、論文等に合格した者には単位を与える。

2 試験・論文等の成績の評価は、次のとおりとする。

- 1) 評価は、秀・優・良・可・不可又は合格・不合格の評語をもって表す。
- 2) 前号の評語のうち、秀・優・良・可は合格とする。

(単位の計算方法)

第31条 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業時間に必要な学修等を考慮して、次の各号により単位数を計算する。

- 1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第32条 本学に4年以上在学し、第26条に規定する単位を修得した者には、専任教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行う。

2 卒業の認定は学年の終りに行う。ただし、やむを得ない事由により、この認定を受けることができなかった者については、次年度の前期の終りにこれを行うことができる。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第33条 卒業生には、次の区別に従い、学士の学位を授与する。

| | | |
|-------------|-------------|-----------------|
| 理工学部 | 理工学科 | 学士(工学)または学士(理学) |
| 建築・都市デザイン学部 | 建築・都市デザイン学科 | 学士(工学) |
| 情報学部 | 情報学科 | 学士(情報学) |

2 学士の学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 学生納付金

(学生の納付金)

第34条 本学の学生納付金は、別表2-1及び別表2-2に定める額とする。

2 学生納付金は、授業出席の有無にかかわらず、指定の期日までに納入しなければならない。

3 本学において特別の理由があると認められた者は、前項の規定にかかわらず分納又は延納を認めることがある。

4 第1項の規定にかかわらず、本学において特に必要と認めた場合、学生納付金の減免を行うことができる。なお、学生納付金の減免に関する規則は、別に定める。

(退学等の場合の納付金)

第35条 退学者・転学者又は停学中の者は、当該期の学生納付金を指定の期日までに全額納入しなければならない。

(休学した場合の納付金)

第36条 前期又は後期中途中で休学若しくは復学した者は、休学又は復学した当該期の学生納付金を指定の期日までに全額納入しなければならない。

2 休学が前期又は後期の全期間にわたる場合、当該期は100,000円、年間の場合は200,000円を施設維持費として納入しなければならない。

(学生納付金の返還)

第37条 既納の学生納付金は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学手続きを完了した者が、入学を辞退して講義等を受講しない場合、授業料について返還することがある。

3 前項の返還に関する手続きは、別に定める。

(実験実習費)

第38条 実験及び実習に要する費用は別に徴収することがある。

第10章 賞 罰

(表彰)

第39条 本学学生で品行、学業のとくに優秀な者は、これを表彰することがある。

(懲戒)

第40条 本学学生で本学の諸規則に反し秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があったときは、学部教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。

2 前項の退学は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- 1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- 2) 正当な理由なく出席しない者
- 3) 学業成績劣等で成業の見込みがないと認められた者
- 4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反したと認められた者

第11章 科目等履修生・聴講生・研究生・委託研究生及び外国人留学生

(科目等履修生及び聴講生)

第41条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上科目等履修生又は聴講生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生及び聴講生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第42条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育及び研究に支障のない限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は別に定める。

(委託研究生)

第43条 公共機関その他から委託研究生として受け入れの申し出があるときは、別に定めるところにより、選考の上これを許可することがある。

2 委託研究生に関する規則は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規則は別に定める。

第12章 教職員及び運営組織

(教職員の種類)

- 第45条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置き、必要に応じて特命教員、客員教員、その他の教職員を置くことができる。
- 2 学長は、本学を代表し、その校務を総理する。
 - 3 本学に副学長、学部長、学科長、図書館長、その他の職を置く。
 - 4 教職員に関する規則は別に定める。

(教授会)

- 第46条 全ての学部の専任の教授をもって組織する専任教授会を置く。
- 2 各学部に、当該学部の専任教員（専任の教授、准教授、専任講師及び助教をいう。）をもって組織する学部教授会を置く。
 - 3 専任教授会及び学部教授会の各々の審議事項等の運営に関する必要な事項は、別に定める。
 - 4 本条項に規定する「専任」とは、「専ら本学の教育研究に従事する」ことをいう。

(大学評議会)

- 第47条 本学に大学評議会を置き、次の各号に掲げる大学評議会評議員をもって組織する。
- 1) 学長
 - 2) 統括副学長及び副学長
 - 3) 学部長
 - 4) 副学部長
 - 5) 理工学研究科運営委員長
 - 6) 学科長
 - 7) 大学担当執行役員
 - 8) 事務局長
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、大学評議員以外の者を出席させることができる。
 - 3 大学評議会は、学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - 1) 教育、研究に関する基本方針の策定
 - 2) 教員人事に関する事項
 - 3) 学内規程の制定改廃に関する事項
 - 4) 学内組織の設置、改廃に関する事項
 - 5) 施設、設備の整備に関する事項
 - 6) 教育、研究経費の支出に関する事項

- 7) その他大学の管理運営に関する重要事項
- 4 大学評議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第13章 研究所、センター、附属図書館

(研究施設)

- 第48条 本学に研究所を置き、他団体との共同研究及び特定課題の研究を推進する。
- 2 研究所に関する規則は別に定める。

(センター)

- 第49条 本学に次のセンターを置く。
- (1) 工作センター
 - (2) やらまいか創造工学センター
 - (3) 先端機器分析センター
 - (4) 情報教育研究センター
 - (5) 学習・教育サポートセンター
 - (6) 国際交流センター
- 2 センターに関する規則は、別に定める。

(附属図書館)

- 第50条 本学に附属図書館を置く。
- 2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

第14章 社会人講座

(社会人講座)

- 第51条 本学は、社会人の教養を高め、地域文化の向上に資するため、必要に応じ社会人講座を開設する。
- 2 社会人講座に関する規則は別に定める。

附 則

この学則は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 23 条、第 24 条及び別表 1、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 30 条の規定は、平成 8 年度の入学生から適用し、平成 7 年度以前の入学生については、なお従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年 4月 1日から施行する。
ただし、第13条については、平成10年11月 1日から適用する。
- 2 平成11年 4月 1日から知能情報学科の学生募集を停止する。
なお、当該学科は在学する者がいなくなるまで存続するものとし、教育課程に関する規定は従前によるものとする。
- 3 第4条の規定にかかわらず、平成11年 4月 1日から平成14年 3月 31日までの間においては、学科名、入学定員、収容定員は次のとおりとする。

| | 平成11年度 | | 平成12年度 | | 平成13年度 | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| 機械工学科 | 80名 | 320名 | 80名 | 320名 | 80名 | 320名 |
| 電子工学科 | 80名 | 320名 | 80名 | 320名 | 80名 | 320名 |
| 情報システム学科 | 140名 | 140名 | 140名 | 280名 | 140名 | 420名 |
| 物質科学科 | 60名 | 240名 | 60名 | 240名 | 60名 | 240名 |
| 知能情報学科 | 0名 | 240名 | 0名 | 160名 | 0名 | 80名 |
| 合計 | 360名 | 1,260名 | 360名 | 1,320名 | 360名 | 1,380名 |

附 則

- 1 この学則は、平成12年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の学則第24条の別表1、第25条の規定は、平成12年度の入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、なお従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成13年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の学則第25条の別表1の規定は、平成13年度の入学生から適用し、平成12年度以前の入学生については、なお、従前の規定によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、インターンシップについては、平成12年度以前の入学生も履修できるものとする。

附 則

この学則は、平成14年 4月 1日から施行する。
ただし、第13条については、平成14年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年 4月 1日から施行する。
ただし、第4条の規定にかかわらず、電子工学科については平成15年 3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする
- 2 第25条の別表1の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生については、なお、従前の規定によるものとする。
- 3 第13条の別表3、第37条については、平成14年10月 1日から適用する。

附 則

この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。
ただし、第4条、第25条の別表1及び第33条の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。また、第4条の規定にかかわらず、物質科学科については当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成16年10月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。
ただし、第25条の別表1の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。
 ただし、第25条の別表1の規定は、平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第4条、第13条の別表3、第17条、第24条第1項、第25条及び別表1、第26条、第33条の規定は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。
- 3 平成20年4月1日から理工学部情報システム学科の学生募集を停止する。
 なお、当該学科は在学する者がいなくなるまで存続するものとする。
- 4 理工学部電気電子情報工学科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 5 改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間においては、各学部置く学科、入学定員、編入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

| 学部 | 学 科 | 平成20年度 | | | 平成21年度 | | | 平成22年度 | | |
|----------------|--------------|----------|--------------|----------|----------|--------------|----------|----------|--------------|----------|
| | | 入学 定員 | 3年次編 入学定員 | 収容 定員 | 入学 定員 | 3年次編 入学定員 | 収容 定員 | 入学 定員 | 3年次編 入学定員 | 収容 定員 |
| 理工 学部 | 機械工学科 | 80名 | 3名 | 326名 | 80名 | 3名 | 326名 | 80名 | 2名 | 325名 |
| | 電気電子工学科 | 80名 | 3名 | 326名 | 80名 | 3名 | 326名 | 80名 | 2名 | 325名 |
| | 情報システム学科 | 0名 | 0名 | 420名 | 0名 | 0名 | 280名 | 0名 | 0名 | 140名 |
| | 物質生命科学科 | 60名 | 3名 | 246名 | 60名 | 3名 | 246名 | 60名 | 1名 | 244名 |
| | 計 | 220名 | 9名 | 1,318名 | 220名 | 9名 | 1,178名 | 220名 | 5名 | 1,034名 |
| 総合 情報 学部 | コンピュータシステム学科 | 65名 | 0名 | 65名 | 65名 | 0名 | 130名 | 65名 | 2名 | 197名 |
| | 人間情報デザイン学科 | 75名 | 0名 | 75名 | 75名 | 0名 | 150名 | 75名 | 2名 | 227名 |
| | 計 | 140名 | 0名 | 140名 | 140名 | 0名 | 280名 | 140名 | 4名 | 424名 |
| 合 計 | | 360名 | 9名 | 1,458名 | 360名 | 9名 | 1,458名 | 360名 | 9名 | 1,458名 |

附 則

この学則は、平成19年 6月 1日から施行する。
ただし、改正後の第34条の別表2-1の規定は、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。
ただし、改正後の第24条第1項、第25条の別表1-1、第26条の2の規定は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成19年10月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。
ただし、第26条の2の別表1-2の規定は、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 第25条の別表1-1の規定は、平成22年度入学生から適用する。
- 3 第26条の2の第2項の規定は、平成20年度入学生から適用する。また第26条の2の別表1-2に定める数学科教育法Ⅰ・数学科教育法Ⅱは、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。
ただし、第13条の別表3の規定は、平成22年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1-1及び第26条第1項の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。
- 3 改正後の第13条の別表3の規定は、平成25年度入学志願者から適用する。
- 4 改正後の第34条の別表2-1の規定は、平成25年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第30条の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、実践ベンチャービジネス1及び実践ベンチャービジネス2については、平成20年度入学生より履修できるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成25年 6月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の別表3の規定は、平成26年度入学志願者から適用する。
- 3 改正後の第25条の別表1-1の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第34条の別表2-1の規定は、平成27年度入学生から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年度における2年次以上の編入生、平成28年度における3年次以上の編入生、並びに、平成29年度における4年次編入生については、別表2-2の規定を準用するものとし、再入学生についても同様とする。

附 則

- 1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1-1の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 総合情報学部及び総合情報学部人間情報デザイン学科の学部名称及び学科名称を、情報学部及び情報学部情報デザイン学科に変更する改正に関しては、平成29年4月1日現在において当該学部及び学科に在籍するすべての学生に適用するものとする。
- 3 改正後の第25条の別表1-1、第26条第1項、第26条の2第2項及び第33条の規定は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。ただし、前項に関わる総合情報学部及び総合情報学部人間情報デザイン学科の学部名称及び学科名称は、情報学部及び情報学部情報デザイン学科に読み替えて適用するものとする。
- 4 改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間においては、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

| 学部 | 学 科 | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | 平成31年度 | | |
|------|--------------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|------|--------|
| | | 入学定員 | 3年次編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 3年次編入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| 理工学部 | 機械工学科 | 75名 | 2名 | 319名 | 75名 | 2名 | 314名 | 75名 | 307名 |
| | 電気電子工学科 | 65名 | 2名 | 309名 | 65名 | 2名 | 294名 | 65名 | 277名 |
| | 物質生命科学科 | 60名 | 1名 | 242名 | 60名 | 1名 | 242名 | 60名 | 241名 |
| | 建築学科 | 50名 | - | 50名 | 50名 | - | 100名 | 50名 | 150名 |
| | 計 | 250名 | 5名 | 920名 | 250名 | 5名 | 950名 | 250名 | 975名 |
| 情報学部 | コンピュータシステム学科 | 50名 | 2名 | 249名 | 50名 | 2名 | 234名 | 50名 | 217名 |
| | 情報デザイン学科 | 70名 | 2名 | 299名 | 70名 | 2名 | 294名 | 70名 | 287名 |
| | 計 | 120名 | 4名 | 548名 | 120名 | 4名 | 528名 | 120名 | 504名 |
| 合 計 | | 370名 | 9名 | 1,468名 | 370名 | 9名 | 1,478名 | 370名 | 1,479名 |

附 則

- 1 この学則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の別表3の規定は、平成29年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1-1及び第26条第1項の規定は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度入学生から適用し平成29年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31（2019）年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第24条第1項、第25条の別表1-1、第26条の2の第3項及び別表1-2の規定は、平成31（2019）年度入学生から適用し、平成30（2018）年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、電気電子工学科「セミナー基礎」及び建築学科「構造実験」については、平成29（2017）年度入学生から適用するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、コンピュータシステム学科「データサイエンス演習1」、「データサイエンス演習2」、「データサイエンス実践演習1」、「データサイエンス実践演習2」、「データサイエンス入門」及び「海外研修プログラム」については、2020年度入学生から適用するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2（2020）年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間においては、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

| 学部 | 学 科 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|------------------|--------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| 理 工 学 部 | 機械工学科 | 75名 | 300名 | 75名 | 300名 | 75名 | 300名 |
| | 電気電子工学科 | 60名 | 255名 | 60名 | 250名 | 60名 | 245名 |
| | 物質生命科学科 | 55名 | 235名 | 55名 | 230名 | 55名 | 225名 |
| | 建築学科 | 50名 | 200名 | 50名 | 200名 | 50名 | 200名 |
| | 計 | 240名 | 990名 | 240名 | 980名 | 240名 | 970名 |
| 情 報 学 部 | コンピュータシステム学科 | 60名 | 210名 | 60名 | 220名 | 60名 | 230名 |
| | 情報デザイン学科 | 70名 | 280名 | 70名 | 280名 | 70名 | 280名 |
| | 計 | 130名 | 490名 | 130名 | 500名 | 130名 | 510名 |
| 合 計 | | 370名 | 1,480名 | 370名 | 1,480名 | 370名 | 1,480名 |

附 則

- 1 この学則は、令和2年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条別表1-1および第26条の2の規定は、令和2年度入学生から適用し、平成31年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする

附 則

- 1 この学則は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1-1、第26条第1項及び第26条の2第3項の別表1-2の規定は、令和3年度入学生から適用し、令和2年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年 6月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1-1、第26条第1項及び第33条の規定は、令和4年度入学生から適用し、令和3年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。
- 3 改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間においては、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

| 学部 | 学 科 | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|------|--------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| 理工学部 | 機械工学科 | 75名 | 300名 | 75名 | 300名 | 75名 | 300名 |
| | 電気電子工学科 | 60名 | 245名 | 60名 | 240名 | 60名 | 240名 |
| | 物質生命科学科 | 55名 | 225名 | 55名 | 220名 | 55名 | 220名 |
| | 建築学科 | 50名 | 200名 | 50名 | 200名 | 50名 | 200名 |
| | 土木工学科 | 50名 | 50名 | 50名 | 100名 | 50名 | 150名 |
| | 計 | 290名 | 1,020名 | 290名 | 1,060名 | 290名 | 1,110名 |
| 情報学部 | コンピュータシステム学科 | 60名 | 230名 | 60名 | 240名 | 60名 | 240名 |
| | 情報デザイン学科 | 70名 | 280名 | 70名 | 280名 | 70名 | 280名 |
| | 計 | 130名 | 510名 | 130名 | 520名 | 130名 | 520名 |
| 合 計 | | 420名 | 1,530名 | 420名 | 1,580名 | 420名 | 1,630名 |

附 則

- 1 この学則は、令和4年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1-1、第26条の2第3項の別表1-2の規定は、令和4年度入学生から適用し、令和3年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。
3. 前2項の規定にかかわらず、改正後の第25条の別表1-1において情報学部情報デザイン学科のⅢ類科目として新設する「メディアアート1」及び「メディアアート2」については、令和3年度入学生から適用するものとする。

附 則

- 1 この学則は、令和5年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

の間においては、入学定員及び収容定員を次の通りとする。

| 学部 | 学 科 | 令和 5 年度 | | 令和 6 年度 | | 令和 7 年度 | |
|------|--------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| 理工学部 | 機械工学科 | 80名 | 305名 | 80名 | 310名 | 80名 | 315名 |
| | 電気電子工学科 | 70名 | 250名 | 70名 | 260名 | 70名 | 270名 |
| | 物質生命科学科 | 60名 | 225名 | 60名 | 230名 | 60名 | 235名 |
| | 建築学科 | 50名 | 200名 | 50名 | 200名 | 50名 | 200名 |
| | 土木工学科 | 50名 | 100名 | 50名 | 150名 | 50名 | 200名 |
| | 計 | 310名 | 1,080名 | 310名 | 1,150名 | 310名 | 1,220名 |
| 情報学部 | コンピュータシステム学科 | 70名 | 250名 | 70名 | 260名 | 70名 | 270名 |
| | 情報デザイン学科 | 70名 | 280名 | 70名 | 280名 | 70名 | 280名 |
| | 計 | 140名 | 530名 | 140名 | 540名 | 140名 | 550名 |
| 合 計 | | 450名 | 1,610名 | 450名 | 1,690名 | 450名 | 1,770名 |

附 則

- 1 この学則は、令和6年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第34条の別表2-1の規定は、令和7年度入学生から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和7年度における2年次以上の編入生、令和8年度における3年次以上の編入生、並びに、令和9年度における4年次編入生については、別表2-2の規定を準用するものとし、再入学生についても同様とする。

附 則

- 1 この学則は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条別表1-1および第26条の2の規定は、令和7年度入学生から適用し、令和6年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第4条、第25条及び別表1、第26条、第26条の2、第33条の規定は、令和8年度入学生から適用し、令和7年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。
- 3 令和8年4月1日から理工学部機械工学科、電気電子工学科、物質生命科学科、建築学科、土木工学科、情報学部コンピュータシステム学科、情報デザイン学科の学生募集を停止する。
- 4 理工学部機械工学科、電気電子工学科、物質生命科学科、建築学科、土木工

学科、情報学部コンピュータシステム学科、情報デザイン学科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず令和8年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 5 改正後の学則第4条の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間においては、各学部置く学科、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

| 学部 | 学 科 | 令和8年度 | | 令和9年度 | | 令和10年度 | |
|-------------|--------------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| 理工学部 | 機械工学科 | 0名 | 240名 | 0名 | 160名 | 0名 | 80名 |
| | 電気電子工学科 | 0名 | 210名 | 0名 | 140名 | 0名 | 70名 |
| | 物質生命科学科 | 0名 | 180名 | 0名 | 120名 | 0名 | 60名 |
| | 建築学科 | 0名 | 150名 | 0名 | 100名 | 0名 | 50名 |
| | 土木工学科 | 0名 | 150名 | 0名 | 100名 | 0名 | 50名 |
| | 理工学科 | 190名 | 190名 | 190名 | 380名 | 190名 | 570名 |
| | 計 | 190名 | 1,120名 | 190名 | 1,000名 | 190名 | 880名 |
| 建築・都市デザイン学部 | 建築・都市デザイン学科 | 90名 | 90名 | 90名 | 180名 | 90名 | 270名 |
| | 計 | 90名 | 90名 | 90名 | 180名 | 90名 | 270名 |
| 情報学部 | コンピュータシステム学科 | 0名 | 210名 | 0名 | 140名 | 0名 | 70名 |
| | 情報デザイン学科 | 0名 | 210名 | 0名 | 140名 | 0名 | 70名 |
| | 情報学科 | 140名 | 140名 | 140名 | 280名 | 140名 | 420名 |
| | 計 | 140名 | 560名 | 140名 | 560名 | 140名 | 560名 |
| 合 計 | | 420名 | 1,770名 | 420名 | 1,740名 | 420名 | 1,710名 |

附 則

この学則は、令和8年 4月 1日から施行する。